

グローバルに使用可能な
人権におけるパフォーマンスベンチマーク
のご提案

Peter Webster
CEO, EIRIS

本日の内容

EIRISのご紹介

EIRIS ご紹介。何を、誰のために、なぜ行うのか？

人権におけるパフォーマンスベンチマーク策定のビジョン

目的は？いかに達成するのか？

プロジェクト・パートナー

誰が関わり、プロジェクトはどう展開するのか？

これまでの歩み

これまでの会議の成果（ロンドン、アムステルダム、ニューヨーク）

この提案の主要点

投資家、格付け、時間枠、ステークホルダーの役割

EIRIS ご紹介

EIRISの活動内容

投資家向けにESG関連の課題について全世界3,500社の調査を行う
1983年に英国の投資家向けに設立

設立の目的

ESG情報は全ての投資家にとって重要である、という信条
このデータを投資家が使う事は、誰にとっても良い事である、という信条

誰のために？

長期的な問題と運用成績を懸念する資産家
クライアントに応え投資プロセスを強化する資産管理者(アセット・マネージャー)

活動方法

公開されている情報源を調査し、企業からのフィードバックを得る
投資家は、グローバル・プラットフォームとパートナーを通じてアクセスする

人権におけるパフォーマンスベンチマークの考え方

ビジョンと目的

一般に利用可能な、企業の「人権におけるパフォーマンス」ベンチマーク
競争における優位性と透明性を高める
企業と人権に関する議論を推進する

どのように達成するのか？

リサーチ(調査)と人権課題について、既存の組織/団体の専門性を活用する
政府、財団、その他の支援者からの資金供給
投資家、政府、企業、ステークホルダーによる活用

実践モデル

Access to Medicines Index

How we measure

4 Strategic Pillars

25% Commitments 25% Transparency 40% Performance 10% Innovation

7 Technical Areas



2012 Overall Ranking



■ Management ■ Public Policy ■ R&D ■ Pricing ■ Patents ■ Capability ■ Donations & Philanthropy

このインデックス報告書は、
驚くべき、考えてもいなかったインパクトを
製薬業界にもたらしました。

武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル株式会社
副社長 山田 忠孝氏



このインデックスのアイデアを製薬業界以外にも広げることができる。そしてまた、ランキングを一般に公開することにより、企業は「良い行動をとること」による信頼／クレジットを得ることができる。
(2008年7月31日タイム誌)

ビル・ゲイツ氏
(Bill Gates)



ビジネスと人権に関する国連指導原則

「保護、尊重及び救済(“Protect, Respect and Remedy”)」枠組実施のために(2011年 国連にて採択)

国家は、人権を保護する基本的義務を有する
企業と投資家は人権を尊重し、デューデリジェンスを引き受けなくてはならない
権利が侵された被害者は、救済されなくてはならない

増え続ける様々なイニシアティブ

労働基準規約・規範

採取・採掘産業向けの安全保障及び人権に関する自主原則 (Voluntary Security Principles for extractives)

Ceiling(上限、高い目標)ではなく、Floor(出発点)としての指導原則

最小限の基準を設ける

他のイニシアティブによる補完、補強

プロジェクト・パートナー

人権とビジネス研究所

ビジネスと人権に関して高い専門性を有し、グローバルに活動する団体

ビジネス・人権資料センター

人権侵害に関与することが疑われる企業や、そのような企業の対応・対処に関する議論や情報開示を行う。情報のグローバルハブ機能を有する団体

VBDO

オランダの社会投資フォーラム/投資エンゲージメント・コーディネーター

Aviva Investor

英国拠点の保険会社。グローバル運用資産は2460億ポンドに上る

Calvert

米国 持続可能な責任投資マネージャー

EIRIS(Ethical Investment Research Service)

ベンチマークのための企業評価を行う調査機関
適宜他の調査機関との協業

これまでの歩み

これまでに開催された会議

ロンドン: プロジェクトの立ち上げ

アムステルダム: 各ステークホルダー・グループからプロジェクトの意義に対して理解を得る

ロンドン: 最初の対象セクター選定と詳細内容の深堀り

ニューヨーク: 投資家は企業から何を尋ねたいと思うかの確認

東京: 本日が最初のブリーフィング

初期ガバナンスの決定

ステアリングコミッティ(運営委員会)、リサーチ・コミッティ(研究委員会)

計画

ロードマップ案の策定、立ち上げと進展

資金

政府や潜在的な資金提供者から

ステークホルダーごとの感じ方の違い

投資家

スクリーニングと投資先選定のための情報ツール

企業とエンゲージメントを実施し、先進的取組を実施する企業の株を抽出する
内容について: 方針やプロセスの有無だけではなく、パフォーマンスを知りたい

企業

内部の専門家が他部署とエンゲージ(協業する)する際の助けとなる

内容について: 定量データと併せて、そのデータのナラティブな解説が欲しい

市民社会

企業にエンゲージし、よりよい方針や取り組みを理解することができる

内容について: 最低限のオープンソース(公開情報源)データが欲しい

人権擁護団体、特に南半球からのメンバーとのエンゲージを実施してほしい

プロジェクトの主要点

投資家は企業からの情報提供を求めている

人権情報を重視する投資家グループ

企業が情報を開示することのできるポータルサイト

このベンチマークや他の公開情報に基づく格付け

採点(スコア)システムの構築

調査に関わる問題

ベンチマークの経時的な改善と拡張

ステークホルダーの関与

情報を求める投資家たち

人権課題に関心のある投資家たちによるグループの形成

PRI(責任投資原則)署名者

その他の世界の責任投資家

開示を支援するポータルを作成

ビジネス・人権資料センターのハブを利用する

幅広い表題をカバーしたシンプルなリスト

- 方針とコミットメント
- 特定され、管理されたリスク
- 方針に沿った実践と報告の管理(マネジメント)システム
- 問題が発生した場合の救済策
- 方針とシステムのスコープ／適用範囲(企業間、パートナー間に広がる)
- 外部組織との協力
- 「CDP for human rights」と捉える

最初のレーティング

企業数と業種

最初の目標 250社

グローバル大企業を少なくとも50社

最大4業種で、更に業種別に50社ずつ

- 採取産業 (Extractives)
- 農業 (Agriculture)
- 情報通信産業 (ICT)
- 小売り、アパレル (繊維) (Retail/Apparel)

方針に関する一般的な指標：グローバル50企業

- 基本的な人権の支持 60%
- 国連世界人権宣言への明確な支持 54%
- ILO中核的労働基準：機会均等 94%
- ILO中核的労働基準：児童労働 78%
- ILO中核的労働基準：強制労働 76%
- ILO中核的労働基準：結社の自由 64%
- ILO中核的労働基準：団体交渉 52%
- 取締役会レベルにおける方針に関する責任の所在 42%
- 方針に関するコミュニケーションのグローバルでの実施 54%
- 主要な契約内容へ反映させることへのコミットメント 62%
- 顕在化したリスクに対するアドボカシーへのコミットメント 6%

システムに関する一般的な指標: グローバル50企業

- リスク特定 78%
- ノンコンプライアンスに対する救済策の手順 58%
- 人権方針について全スタッフのトレーニング 36%
- 個別のローカルステークホルダーの意見を聞く・相談する 14%
- 人権におけるパフォーマンスの目標を設定する 8%
- 人権の問題への対応能力の構築(キャパシティー・ビルディング) 8%

業界別に特徴の見られる基準例

採取産業に関する上位50企業

- 原住民の権利に対するコミットメント 30%
- 警備に関する方針 22%
- 自主的な原則への加盟/署名 24%

電機・電子、食品、アパレルに関する上位50企業

- 安全衛生へのコミットメント 90%
- 労働時間 82%
- マルチステークホルダー又は他のイニシアティブへの参画 36%
- サプライヤー・コミュニケーション 88%
- 監査手順 84%
- サプライヤーの教育訓練 56%

評価（スコアリング）システム

高次な概念

- 80-100% 明確なリーダーシップと積極的な役割
- 60-80% 特定の地理的地域に係わるセクターや有害な事象のリスクが表明/対応されている
- 40-60% 一般的に良い対応がなされ、有害な事象が表明・対応されている
- 20-40% いくらかの進展はあるが、有害な事象の問題がある。或は取組が脆弱
- 0-20% 有害な事象や、他の課題に対応している証拠がない

主要な要素

- 一般的課題（デューデリジェンス、マネジメントシステム等）
- ビジネスタイプに係る、セクター特異的な課題
- 操業している地理的地域に特異的な課題
- 有害な事象（スキャンダル、メディア報道）と企業側の対応

調査における課題

状況に特化した結論を導く

セクターや国に特異的な要素
具体的な人権課題（水、土地、等）に焦点を絞る

単なるプロセスではなく、パフォーマンス

「有害な事象」を検証する
具体的なパフォーマンス(KPIs)
市民社会のメカニズムを使う 例) OECDコンタクトポイント

未だ顕在化していない有害な事象

デューデリジェンスの過程で明らかになるべき問題の確認(同定)
人権リスクの最も高い部分への対応に向けた背景調査

経時的な改善と進展

方法論 1.0

2014年:改訂

2015年:最初の250社に適用

2016年6月(指導原則5周年)迄:最初の公開評価(レーティング)

2017年:2回目の更新、可能なら500社に拡大

方法論 2.0

2017年より:改善された方法論の導入開始

2018年:最初の全面的な対応、500社を対象とする

その後、毎年250-500社ずつ追加

ステークホルダーを巻き込む

現行のガバナンス

ステアリングコミッティ(プロジェクト・パートナーで構成) + リサーチ・コミッティ
幅広い専門家グループの会合が定期的に世界各地で開催

特定のアウトリーチ(支援活動)

方法(論)に関する協議を行う投資家、NGO、企業

専門家ネットワーク(弁護士、会計士)

様々な分野の学者

投資家、その他の調整役の組織(GRI, PRI, IRRC 等)

国内人権機関

アフリカ、アジア、ラテンアメリカを重点に置いたアウトリーチ

次のステップ

資金調達：期待される資金源

政府

財団

支援してくれる投資家

情報をビジネス目的で利用するユーザー（コンサルタント、情報提供業者）

方法（論）の創造

主要指標の明確化

グランディング・システム（評点方式）の構築

更なるインパクトを求めて

東京会議 2014年9月10日（予定）

方法に関する初版ドラフトのコンサルテーション

結論

投資家へのインパクト

人権に関する課題への懸念を、具体的に統合できる(取り込める)手段
更に詳しい対話を企業と始めるための出発点

企業へのインパクト

人権に関する対応に焦点を当て、対応してゆくための内部推進力
投資家や他のステークホルダーとの対話を行う際の枠組み

他のステークホルダーへのインパクト

公開データ。企業活動に関与し、意見を述べる機会

全体へのインパクト

人権を企業のアジェンダとして位置づけ、指導原則のインパクトを促進する

質問?

- このようなベンチマークを日本においてどの様に使うか？
- 周辺アジア諸国における特異的な課題は何か？
- 日本企業と投資家がプロジェクトにエンゲージ(関与)したいと思うには、何が必要か？
- どのような日本特異的な要素を加味しなくてはならないか？
- ヨーロッパや北米における前提/仮定の中に、同意できないものは無いか？

ご清聴ありがとうございました。